

平成十二年政令第百号

ボスニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協力  
隊の設置等に関する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力  
に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五  
条第八項、第十六条第二項及び第十九条の規  
定に基づき、この政令を制定する。

（国際平和協力隊の設置）

**第一条** 国際平和協力本部に、ボスニア・ヘル  
ツェゴヴィナにおける国際的な選挙監視活動の  
ため、国際連合平和維持活動等に対する協力に  
関する法律（以下「法」という。）第三条第三  
号トに掲げる業務に係る国際平和協力業務及び  
法第四条第二項第三号に掲げる事務を行う組織  
として、平成十二年四月二十日までの間、ボス  
ニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協力隊（以下  
「協力隊」という。）を置く。

**2** 国際平和協力本部長は、協力隊の隊員のうち  
一人を隊長として指名し、国際平和協力本部長  
の定めるところにより隊務を掌理させる。

（国際平和協力手当）

**第二条** ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける国  
際的な選挙監視活動のために実施される国際平  
和協力業務に従事する協力隊の隊員に、この条  
の定めるところに従い、法第十六条第一項に規  
定する国際平和協力手当（以下「手当」とい  
う。）を支給する。

**2** 手当は、国際平和協力業務に従事した日一  
につき、別表の中欄に掲げる区分に応じ、そ  
れぞれ同表の下欄に定める額とする。

**3** 前項に定めるもののほか、手当の支給に関し  
ては、一般職の職員の給与に関する法律（昭和  
二十五年法律第九十五号）に基づく特殊勤務手  
当の支給の例による。

（定員）

**第三条** 協力隊の隊員の法第十九条に規定する定  
員は、八人とする。

附 則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
  - 2 ボスニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協力隊  
の設置等に関する政令（平成十年政令第二百九  
十四号）は、廃止する。
- 別表（第二条関係）

<p>一 ボスニア・ヘルツェゴヴィナ内の地域一万 （一の項に規定する地域を除く。）におい二千 て業務を行う場合（三の項に規定する場合 合を除く。）</p>	<p>二 サライエヴォオ島の区域において業務を行八千 う場合（三の項に規定する場合を除く。）円</p>	<p>三 ボスニア・ヘルツェゴヴィナ内の地域に四千 において、派遣先国の政府その他の関係機 関と一の項及び二の項に規定する業務に 従事する協力隊の隊員との間の連絡調整 に係る業務を行う場合</p>
---	---	--